平成２８年皆野町農業委員会第９回定例総会議事録

１．開催期日　　平成２８年　９月２６日（月）
２．開催場所　　皆野町役場　３階　３０１会議室
３．開議時刻　　午後　１時３０分
４．閉議時刻　　午後　２時００分
５．宣 告 者　　皆野町農業委員会長　　四方田　忠 則
６．委員出席状況
　　農業委員：出席者：１４人・欠席者：０人
　　推進委員：出席者：　５人・欠席者：０人

番号	氏　名	備　　考	番号	氏　名	備　　考
1	浅 見　寿太郎	出 席	１１	四方田　忠 則	出 席
2	葦 原　義 人	出 席	１２	久 保　明 弘	出 席
3	吉 岡　徳 夫	出 席	１３	長 島　徳 治	出 席
4	大 村　茂	出 席	１４	門 平　喜 良	出 席
5	門 平　眞 一	出 席	皆 野	田 島　武 正	出 席
6	髙 橋　健 一	出 席	国 神	土 屋　貞 夫	出 席
7	若 林　治	出 席	金 沢	田 中　輝 雄	出 席
8	黒 沢　文 作	出 席	日 野 沢	髙 橋　清 勝	出 席
9	齊 藤　三惠子	出 席	三 沢	扇 原　久 栄	出 席
１０	山 口　明	出 席			

７．会議に付した議案

　　議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
　　２件

　　議案第２号　非農地判定について
　　（農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断）
　　２件

８．事務局　宮原宏一、神田浩典

９．会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。大変蒸し暑い今日でございますが、職務代理が申しましたとおり、久しぶりの太陽が顔をのぞかせた状況でございます。今年は、台風が立て続けに日本列島の方に来たんですが、幸いに逸れて、なんらこの土地については被害もなく過ぎたので、安堵しているわけでございます。しかしながら、最近のこの日照不足、また雨によりまして、野菜等が大変病気が出てしまったのか、雨が降っているので、しおれてしまうような、だれてしまっている白菜を大分見受けるわけでございます。まあ、そんななかで、あまり偏るといい結果がでないんだなあと感じるわけでございます。

秋は収穫の秋ということで、来月はふれあい祭りが計画されていますが、農業委員会の方で計画しているジャンボかぼちゃが、はたしてどうなのかなあと、心配する形もあるんですが、先だってニュースででかいかぼちゃが、千葉だのあちこちでキロ数が出ておりまして、せめて１００キロくらいに上ってくれればいいなあと、最高が、そんな感じもするんですが、どうもそこまではいかないだろうなあということで、ちょっと寂しいんですが、いずれにいたしましても、今年の結果によりましては、また、来年はでかいものができるような種を新調して、仕入れていただいて、なんとか盛り上がる形がとれればいいなあと願っております。

今日も本当に久しぶりに、全員の出席をいただきまして、定例総会ができますこと、非常に心強く思う次第でございます。

特に夏場におきましては、皆さん、耕作放棄地の調査等で、厚い中を大変ご苦労いただいて、仕上がったところ、また、まだいま少しのところとあろうかと思うのですが、一つご協力いただきまして、ありがとうございました。

まあ、今日の定例総会、慎重にご審議いただきまして、議事がスムーズに進行できますように、格段のご協力をお願い申し上げて、一言あいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

たいへんありがとうございました。それではさっそく議案に入りたいと思います。

議長の方、四方田会長さんのほうで、よろしくお願い致します。

四方田議長

はい。それではさっそく議事に入りたいと思います。

ただいまの出席委員数は１９名です。定足数に達しておりますので、これより平成２８年皆野町農業委員会第９回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。
次に議事録署名人に
１３番　長島　徳治　委員
１４番　門平　喜良　委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員　（異議なしの声あり）

四方田議長　ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に
１３番　長島　徳治　委員
１４番　門平　喜良　委員にお願い致します。

議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について２件を議題と致します。
第１号について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局　（事務局朗読説明）

四方田議長　はい。農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員　はい。先日、事務局と大村委員で現地の確認に行ってきましたので、説明します。
番号１について説明します。
２ページの案内図をご覧下さい。〇〇〇〇から〇〇の方に向かって、〇〇橋を渡るとすぐ信号機がありますが、右に行くと〇〇〇橋を渡って、〇〇、〇〇方面です。
信号機の横に〇〇〇〇〇がありますが、その反対側に狭い入っていく道路があります。そこから、１５０ｍくらい入った突き当たりのところを、さらに左に５０ｍくらい行ったところが申請地となります。
３ページの公図をご覧下さい。〇〇〇〇－〇が申請地となります。
〇〇〇〇－〇と、〇は、同じ所有者の〇〇〇〇さんの農地になっておりまして、ここは、梅の木やら植木類がいろいろ植えてありますけど、管理はまったくしていなく、すでに雑木が生え始めていて、荒れ始めている状態でございます。
５ページの現況写真をご覧ください。このように、すでに農地では

なく、砂利を入れて、その上に薄いアスファルト舗装をしてあるような状態になっております。
　地権者も、〇〇に住んで、遠いところにいますので、そのことを考えますと、管理はできないと思いますので、利用していただくということですので、このまま利用していただくのがいいのではないかと思います。
　以上ですが、ご審議お願い致します。

四方田議長　はい。説明を終わります。
　農業委員として、地区担当の４番、大村茂委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

大村委員　はい。今、田島委員が全部説明してくれたので。〇〇〇〇－〇は今、〇〇家の庭になっていて、そこは駐車場で使っているんですが、今後も同様に使用したいということで、今回の申請に至りましたので、現状は宅地ですので、追認申請をしたいということなので、問題ないと思いますが、ご審議お願いします。

四方田議長　ご苦労様でした。これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員　（なしの声あり）

四方田議長　質疑がございませんので、これより採決を致します。
　本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

（委員の挙手）

四方田議長　はい。挙手委員が多数と認めます。
　よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
　続いて、第２号について審議します。
　事務局に議案の朗読をさせます。

事務局　（事務局朗読説明）

四方田議長　はい。農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員　はい。先日、事務局と齊藤委員と３人で、現地の確認に行って参りましたので、説明致します。
番号２について、説明致します。
７ページの案内図をご覧ください。この申請地は〇〇〇の真後ろに位置します。〇〇の信号のところに、〇〇〇〇〇〇〇がありますけれども、そこのところを道なりに入っていきまして、しばらく行きますと、左側に〇〇〇〇〇〇があります。〇〇〇〇〇〇をすぎますと、すぐに〇〇〇〇〇という看板が建ってありまして、そこから〇〇に向かって１５０ｍくらい入っていった右側に申請地があります。
８ページの公図をご覧下さい。
このように、周囲はすでに住宅地になっておりまして、住宅が並んでおります。〇〇〇〇－〇のところだけが、畑としてありますけども、現状は、畑として利用するのは一部でありまして、家庭菜園をわずかにやっているようです。
１０ページの現況写真をご覧下さい。このように草はありますけれども、刈ってもすぐこのようになるわけでございまして。このように、めぐりはすでに住宅地になっております。農地との関係は特にございませんので、問題ないと見て参りましたので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

四方田議長　はい。説明を終わります。
農業委員として、地区担当の９番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

齊藤委員　田島委員と一緒に見て参りまして、何の問題もなく心配ありませんでした。よろしくお願いします。

四方田議長　はい。ご苦労様でした。
これより本件に対する質疑を行います。

出席委員　（なしの声あり）

四方田議長　質疑がございませんので、これより採決を致します。
本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

（委員の挙手）

四方田議長　挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
議案第２号、農地法第２条第１項の「農地に該当するか否か」の判断について２件を議題と致します。
第１号について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。事務局。

事務局　（事務局朗読説明）

四方田議長　申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。
判定資料として配布された資料を参考に、農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

事務局　資料１をご覧下さい。扇原委員、よろしくお願いします。

扇原推進委員　はい。それでは、過日、事務局と長島徳治委員と、現地を視察して参りました。
案内図をご覧下さい。長瀞玉淀自然公園線の、ちょうど〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がありますけれども、その入り口のちょうど手前、１００ｍくらい手前の左側、道路から２、３０ｍ入ったところに、まあ、県道には近いのですが、所有者が遠くにいるもので、ここに現況の写真がございますけれども、手前だけでなく奥にも竹が生えている部分と、木も生えてしまっているのですが、ここが現在、このような状況になっております。
我々も見た中で、これは農地として利用していくには、困難な状況にあると感じたわけでありますけれども、このことにつきまして、皆様方にご協議をいただきたくお願いをさせていただきます。

四方田議長　農業委員として、地区担当１３番、長島徳治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

長島委員　はい。扇原推進委員の説明の通りでございまして、農地、畑として見ていくうえで、著しく無理がある状況だと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

四方田議長　はい、ご苦労様でした。
ただいま説明いただきましたが、農地か非農地かについて、判断はいかがでしょうか。

本件は非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員　（異議なしの声あり）

四方田議長　ご異議ないものと認めます。
よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第２条第１項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。
続いて第２号について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局　（事務局朗読説明）

四方田議長　申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。
判定資料として配布された資料を参考に、農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の髙橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。

髙橋推進委員　９月１６日に事務局と髙橋委員と現場を見させていただきました。
現場は、〇〇〇〇〇〇を少し過ぎてカーブのところの道路際で、別荘の近くなのですが、行ってみると、栗とかなんだかんだ木があって、最初は梅の木があったそうで、とてもじゃないが、農地としては認められないと。非農地と認めます。
よろしくお願いします。

四方田議長　はい。ご苦労様でした。
農業委員として、地区担当６番髙橋健一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

髙橋委員　ただいまの髙橋推進委員のご説明通りでございまして、私からの補足説明はございません。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

四方田議長　ただいま説明いただきましたが、農地か非農地かについて、判断はいかがでしょうか。

本件は非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員　（異議なしの声あり）

四方田議長　ご異議ないものと認めます。
よって本件は先ほどの審議のとおり、農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。
なお、議案第２号の２件については、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。
以上で、審議いただく議案はすべて終了致しました。
ありがとうございました。